

かながわ地球環境賞表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球環境保全に向け、私たちの環境行動宣言 かながわエコ 10 トライ (平成 27 年 7 月 22 日策定) に定める具体的取組に沿った実践的な活動を行っている個人又は団体を表彰するため、並びに神奈川県地球温暖化対策推進条例 (平成 21 年神奈川県条例第 57 号) 第 59 条に規定する顕彰及び神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例 (平成 25 年神奈川県条例第 96 号) 第 12 条に規定する顕彰を実施するため、表彰の取扱いに関する規定 (昭和 41 年神奈川県訓令第 7 号) 第 3 条第 2 項に基づき必要な事項を定めるものとする。

(主催)

第2条 主催は、かながわ地球環境保全推進会議及び神奈川県とする。

(対象)

第3条 表彰の対象は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 地球環境保全活動部門

別表各号のいずれかに該当する者で、その功績が顕著で他の模範となるもの

(2) 地球温暖化対策部門

次のアからエまでのいずれかに該当する者で、その功績が顕著で他の模範となるもの

ア 神奈川県地球温暖化対策推進条例第 11 条に定める事業活動温暖化対策計画書制度の対象となる事業者

イ 神奈川県地球温暖化対策推進条例第 19 条に定める建築物温暖化対策計画書制度又は同条例第 34 条に定める特定開発事業温暖化対策計画書制度の対象となる事業者

ウ 事業活動において温室効果ガスの排出の抑制などの取組を行った事業者 (アに該当する場合を除く。)

エ 地球温暖化対策技術の開発・製品化又は温室効果ガスの排出がより少ない製品若しくはサービスの開発・提供に関し、他の者の温室効果ガスの削減への寄与の実績を上げる特に優れた取組又は今後寄与することが確実に期待できる取組を行った者

(3) かながわスマートエネルギー計画部門

再生可能エネルギーの導入等に関し、神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づき策定されたかながわスマートエネルギー計画の推進に寄与する特に優れた取組又は今後寄与することが確実に期待できる取組を行った者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この表彰の対象としない。

(1) 同一の功績により、表彰を実施する年度の前 5 年度以内にこの表彰を受賞したことがある者

(2) この表彰と同一の功績により地球環境保全、地球温暖化対策及び再生可能エネルギーの導入等に関する国、神奈川県等が行う顕彰を受けた者

(被表彰者の資格)

第4条 前条第1項第1号及び第2号(同号ウ又はエの要件を適用する場合に限る。)に規定する表彰を受けることができる者は、原則として、神奈川県内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体又は神奈川県内に在住若しくは在勤している個人とする。

(被表彰候補者の公募・推薦)

第5条 主催者は、この表彰の候補者については、別に定めるところにより公募を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第2号(ア又はイの要件を適用する場合に限る。)に規定する表彰の候補者については、県が推薦するものとする。

(被表彰者の決定)

第6条 この表彰を受ける者は、別に定める者をもって構成する審査委員会において、前条の候補者の中から選考し、主催者が決定する。

2 第3条第1項第2号及び第3号に規定する表彰の候補者の選考に当たっては、別に定める有識者に技術的な助言を求めることができる。

(表彰)

第7条 表彰は、表彰状により、かながわ地球環境保全推進会議会長及び知事が行う。

2 表彰に当たっては、記念品を贈ることができる。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、原則として毎年1回行う。ただし、特別の理由がある場合にはこの限りでない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成16年9月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年10月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年2月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年7月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年9月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年7月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 7 月 22 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 7 月 19 日から施行する。

別 表(第 3 条関係)

- (1) 再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの取組の拡大に貢献した者
- (2) 3Rの取組の拡大に貢献した者
- (3) 廃棄物の適正処理を徹底することに貢献した者
- (4) きれいな空気と星空をつくることに貢献した者
- (5) 将来にわたってきれいで豊かな水を確保することに貢献した者
- (6) 里地里山、森林、水辺の豊かな自然を守る取組の拡大に貢献した者
- (7) 農林水産業への理解を深め、地産地消の取組の拡大に貢献した者
- (8) みんなが参加して環境と共生するまちをつくることに貢献した者
- (9) 環境に配慮したライフスタイルや事業活動の拡大に貢献した者
- (10) 環境への関心を高め、学び、行動する人を増やすことに貢献した者